

<アセットオーナー・プリンシプル 各原則への対応状況>

原則1	アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。
-----	--

当社確定給付企業年金は「年金運用の基本方針」を定め、これに基づき、加入者および受給者等に対する年金給付および一時金給付の支払いを将来にわたり確実にを行うため、許容できる運用リスクのもとで、長期的かつ安定的に可能な限りの総合収益を上げることを目的に資産運用に取り組んでいます。

また、年金資産の運用については、資産運用委員会における審議を経て、意思決定を行っています。資産運用委員会は、社内各部門にて構成し、専門的知識を持つ資産運用部門をアドバイザーとして、少なくとも四半期に1回開催しており、会議の中で運用受託機関からの報告を受け、審議を実施しています。

原則2	受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。
-----	--

当社確定給付企業年金は、加入者および受給者等の最善の利益のため、原則1のとおり資産運用委員会における審議を経て意思決定を行っています。

資産運用委員会は、社内各部門の適切な資質を持つ人材を構成員としており、専門的知識が必要な場合は資産運用部門をアドバイザーとして意見を取り入れるとともに、社外の知見を活用することが必要な投資分野については、外部委託運用を活用しています。

原則3	アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。
-----	--

当社確定給付企業年金は、運用の目的の達成を目指し、3年から5年の中長期的な観点から将来にわたる資産の最適な組み合わせとして設定した政策的資産構成割合に基づき、投資対象となる資産の区分毎および資産全体について運用スタイル・手法の分散を考慮したうえで、適切な運用委託先を選択しています。また、運用委託先毎に運用手法、運用目標数値、ベンチマーク等の運用指針を提示し、その遵守状況を確認するとともに必要な提示を行うリスク管理を実施しています。

運用委託先の選定にあたっては、運用実績の定量評価に、組織体制、人材、運用哲学、運用プロセス、リスク管理、法令遵守状況等の定性評価を加えた、総合的な評価を行い、必要と判断される場合には、運用委託額の変更、委託契約の解除または運用指針の変更を行います。

原則 4	<p>アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。</p>
------	--

当社確定給付企業年金は、社内イントラネット上で「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書」および「資産運用委員会の議事の概要」を公開しています。

原則 5	<p>アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。</p>
------	---

当社確定給付企業年金は、運用委託先が公表している活動内容を定期的に確認するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう取り組んでいます。